第七条第二項の表第二十七条第一項第二号から第四号までの項を次のように改める。

施行の日」と、「地方公務員法	施行の日」と、「旧地方公務員法
附則第三条」とあるのは「国家公務員法	附則第三条」とあるのは「旧国家公務員法
国家公務員法第八十一条の三	旧国家公務員法第八十一条の三
地方公務員法第二十八条の四	旧地方公務員法第二十八条の四
国家公務員法第八十一条の四	旧国家公務員法第八十一条の四

第二十七条第一項第二号	月数（地方公務員法第二十八条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この項及び次項において「採用された職員等」という。）にあつては、当該採用された職員等となつた場合に引き続く在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）
	月数

第七条第二項の表第二十七条第一項第三号の項の前に次のように加える。

間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）	
退職共済年金又は障害共済年金の額	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額

第七条第二項の表第二十七条第二項の項の前に次のように加える。

第二十七条第一項第三号	退職共済年金又は障害共済年金の額	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額
第二十七条第一項第四号	対象となる	対象となる地方自治法第二百四条第二項に規定する月数（当該職員である組合員が当該引き続く在職期間の末日以後に再任用職員等でない場合に引き続く在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）
	退職共済年金又は障害共済年金の額	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額

第七条第二項の表第二十七条第四項の項の次に次のように加える。

第二十七条第五項	同号及び同項第四号に規定する引き続く在職期間に係る組合員期間若しくは再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数又は同項第三号	同項第三号
	月数は	月数又は同項第四号に規定する引き続く在職期間に係る組合員期間の月数は
	月数	月数（地方公務員法第二十八条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この

第十四条第二項の表なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十八の表法第九十条第六項の項の次に次のように加える。

なお効力を有する改正前地共済令第二十七条第一項第二号	